



# 第2次ふびサンサンプラン

【富士河口湖町 男女共同参画計画】

男女共同参画の推進により、  
誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現



平成28年3月  
富士河口湖町



## はじめに

近年、少子高齢化の進展、それに伴う生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。こうした中、豊かで活力のある社会を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



本町では、平成 19 年 3 月に「富士河口湖町男女共同参画計画（ふじサンサンプラン）」を策定、平成 23 年 3 月には「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を制定し、様々な取組みを積極的に進めてまいりました。その結果、平成 27 年度の住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」のように、性別によって役割を固定的に分ける考え方に反対であるという人は増えてきていますが、「男女共同参画社会」という言葉の認知度が低いことや、女性エンパワーメントの推進などの課題も残されました。

また、国では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍や、仕事と生活の調和を始め、女性に対するあらゆる暴力の根絶、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立等の施策も推進しています。

このような国の動向や社会情勢の変化、住民意識調査の結果などを踏まえ、「第 2 次富士河口湖町男女共同参画計画（第 2 次ふじサンサンプラン）」（平成 28 年度～平成 37 年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づいて、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現を目指し、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力いただきました富士河口湖町男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

富士河口湖町長 渡辺 喜久男



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の基本目標	3
3 施策の体系	4
第3章 計画の内容	6
【基本目標1】誰もがお互いに尊重・理解し合えるまち	6
（1）人権尊重と男女共同参画に関する意識の啓発	9
（2）男女共同参画の視点に立った教育の推進	10
（3）男性にとっての男女共同参画の推進	11
【基本目標2】誰もが多様な生き方・働き方を選択でき、 地域・職場などのあらゆる場への参画ができるまち	12
（1）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
（2）地域社会における男女共同参画の促進	21
（3）働く場における男女の均等な機会と待遇の確保【女性活躍推進計画】	22
（4）女性の就労の場における活躍への支援【女性活躍推進計画】	23
（5）仕事と生活の調和【女性活躍推進計画】	24
【基本目標3】誰もが安心して快適に暮らしていけるまち	26
（1）生涯にわたる健康づくりの推進	29
（2）男女間のあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】	30
（3）誰もが安心して暮らせる環境の整備	31
第4章 計画の推進体制	32
1 庁内の推進体制	32
2 計画の進捗管理	32
3 国・県・関係機関等との連携	32
資料編	33
1 男女共同参画社会基本法	33
2 男女共同参画社会に関する法律と目的	38
（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	38
（2）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	39
（3）ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	40
（4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	41
3 第2次ふじサンサンプラン策定経過	42
4 富士河口湖町男女共同参画推進委員会 委員名簿	43



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人は、平成7年には10.3%、平成24年には63.7%でした。この認知向上からも、社会的に男女共同参画に対する関心は高まってきていることがわかります。

男女共同参画が推進されるようになった理由の一つに、昔に比べて女性が働く機会が大幅に増加したことが挙げられます。それまで家事・育児を主としていた女性が働きに出るようになったことで、家庭で家事・育児を担う人材が不足しました。しかし、家事・育児は日々の生活で欠かすことのできない活動なので、誰かが行う必要があります。その矛先が向いたのは、やはり女性でした。働く女性が帰宅してから家事・育児を行う、または働くことを諦めて家事・育児を行うようになり、疲労やストレスで、女性の負担が大きくなったことは言うまでもありません。また、家庭の外でも、子どもを預ける場所がなく働くことができなかつたり、残業が多く家事・育児が疎かになったりするなど、家庭内だけでなく、社会的にもそれまでの家事・育児のすべてを女性に任せる考え方では通用しなくなってきました。

もちろん、男女共同参画は、女性の負担軽減や社会における女性の地位向上だけを目的としているわけではありません。男性も女性も、性別にかかわらず、人生におけるあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また、周囲がそれを尊重し、支援できるような社会とすることが、男女共同参画の真の目的です。

本町では、平成18年度に「ふじサンサンプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。この度、現行計画が最終年度を迎えることから、本町の現状と課題を把握するとともに、国や山梨県の動向を踏まえながら、現行計画を見直し、新たに「第2次ふじサンサンプラン」を策定することとしました。

### 2 計画の位置づけ

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法 第14条の3項 及び 富士河口湖町男女共同参画推進条例 第10条に基づく基本計画であり、「女性活躍推進計画」及び「DV防止計画」を包含し、地域住民や地域、企業、行政がそれぞれ連携を図りながら、本町における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。
- ◆ この計画は、国の「第4次男女共同参画計画」、山梨県の「第3次山梨県男女共同参画計画」、上位計画である「富士河口湖町第1次総合計画後期基本計画」やその他関連計画と整合性をとりながら策定した計画です。
- ◆ この計画は、平成18年度に策定した「ふじサンサンプラン」を見直し、施策の推進状況や社会情勢、ニーズの変化、富士河口湖町男女共同参画に関する意識と実態調査の結果を踏まえて、「第2次ふじサンサンプラン」として策定した計画です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度～平成37年度の10年間とします。ただし、社会情勢や法制度の変更など、人々を取り巻く状況が著しく変化した場合は、必要に応じて期間内でも見直す可能性もあります。